

数理・データサイエンス・AI教育プログラム推進センター規程

(趣旨)

第1条 学生の数理・データサイエンス・AI（以下「データサイエンス」という。）への関心を高め、かつ、データサイエンスを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成すること及びデータサイエンスを活用して課題を解決するための実践的な能力を育成する教育プログラムを体系的に実施することを推進するために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、前条の趣旨に基づき山口短期大学（以下「本学」という。）に数理・データサイエンス・AI教育プログラム推進センター（以下「センター」という。）を設置し、全学的に取り組むことを目的とする。

(任務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（以下「プログラム」という。）において身に付けることのできる能力、修了要件、開設される授業科目、授業の方法及び内容並びに実施体制に関する事項
- (2) 学生に対するプログラムの履修を促す取り組みに関する事項
- (3) プログラムについての自己点検・評価に関する事項
- (4) プログラムの情報公開に関する事項
- (5) その他プログラムの実施に際し必要な事項

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げるセンター員を持って組織する。

- (1) センター長は、学長が指名し、センターを運営・統括する。
- (2) センター員は、学長が指名した教職員若干名
- (3) その他センター長が必要と認めた者

2 前項に掲げるセンター員の任期は、原則文部科学大臣が認定するプログラムの計画期間とする。

3 センター員に欠員が生じた場合の補欠のセンター員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 センター長は、会務を総括するとともに会議を招集し、その議長を務める。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名したセンター員がその職を代行する。

3 センター長は、会議運営のため、その他センター員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(自己点検・評価)

第6条 第3条第3項に掲げる自己点検・評価は次に掲げる事項について、本学学則第2条第2項に定める山口短期大学自己点検・評価委員会において行う。

- (1) プログラムの履修・修得状況、学習成果に関する事項

- (2) 学生アンケート等を通じた、学生の内容の理解度・他の学生への推奨度に関する事項
 - (3) 全学的な履修者数・履修率向上に向けた計画の達成・進捗状況
 - (4) プログラム修了者の進路・活躍状況、企業等の評価に関する事項
 - (5) 産業界等社会からの視点を含めた、プログラム内容・手法に関する事項
- (情報公開)

第7条 第3条第4項に定める情報公開は、認定に関する申請様式、毎年の自己点検・評価結果等を本学のホームページに公開するものとする。

2 前項の情報に加え、次に掲げる情報も積極的に公開するように努める。

- (1) プログラムの中で学生が実際に取り組んだ課題や扱ったデータ・ツール等
- (2) プログラムで用いた教材、プラットフォーム等
- (3) データサイエンスを身近なものとして学生が実感し、それを活用・応用するための工夫・取組

(事務)

第8条 センターに関する事務は、庶務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、センターの議を経て、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。